

雇用分野における国際最先端テストについて

規制改革会議WG座長 鶴 光太郎

1. 経緯

第6回規制改革会議（4月1日）において、各ワーキンググループに対し、それぞれのワーキンググループの検討項目から国際先端テストを行う案件を選定し、次回第7回規制会議で報告することとされた。

2. 雇用ワーキンググループのスタンス

- ・ 雇用ワーキンググループにおいては、国際先端テストを行うか行わないかにかかわらず、綿密な国際比較を通じて、エビデンスに基づいた議論を行うことが重要と認識しており、案件によって国際比較の視点に軽重を加えることは考えていない。
- ・ しかしながら、諸外国との比較が規制改革を進める上でよりカギとなる案件については、国際先端テストと銘を打つことでより効果的に議論を進めることができると考えられる。
- ・ なお、雇用制度については、歴史的な経緯や他の制度との補完性により、国際的には多様なルールが存在しており、検討項目の国際先端テストを行うに際しては、雇用制度の各要素、雇用以外の制度が全体として有機的に連関していることにも十分留意して進める必要がある。

3. 国際先端テストの案件

- ・ 2つの優先事項の検討項目のうちでは、「**有料職業紹介事業の見直し**」を取り上げる。
 - ILO関連条約への批准状況、許可制度の有無、労働者からの手数料徴収の可否など
- ・ その他の検討項目から、「**労働者派遣制度の合理化**」を取り上げる。
 - 派遣期間の制限（年数、制限の仕方）、業務・業種の限定など

4. 理由

- ・ 民間人材ビジネス分野の規制見直しについては、諸外国との比較が議論の突破口になると考えており、より丁寧な国際比較と議論が必要となるため。
- ・ また、有料職業紹介、派遣制度も過去10年で大きな労働市場改革を行ったドイツが先端的な例として参考になるため。

以上